

# 外国人雇用のQ&A①

## 1. 外国人を雇用する前に確かめることは？

### 就労が認められるかどうかを確認しましょう

外国人の方は、入管法で定められている在留資格の範囲内において、日本国内での活動が認められています。在留資格や在留期間を、**旅券（パスポート）面の上陸許可証印**や**外国人登録証明書**で確認しましょう。また、資格外活動の許可を得ているか否かについては、**資格外活動許可書**により確認できます（(6)各種サンプル参照）。

#### (1) 在留資格

入管法上の在留資格は27種類あります。

「就労」の観点から分類すると、以下の4つに分類されます。

1	就労を目的とする在留資格（※1）	外交、教授、芸術、報道、法律・会計業務、医療、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、技能、技能実習など
2	就労できない在留資格（※2）	文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在など
3	個々の許可の内容により就労が認められる在留資格	特定活動（外交官の家事使用人、ワーキング・ホリデーなど）
4	就労に制限がない在留資格	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

※1 一般の事務所での雇用のケースが多いものは、次の4種類です。

- ①技術…システムエンジニア、自動車設計技師等
- ②人文知識・国際業務…通訳、企業の語学教師、為替ディーラー、デザイナー等
- ③企業内転勤…企業が海外の本店又は支店から期間を定めて受け入れる社員（活動は「技術」、「人文知識・国際業務」に掲げるものに限る。）
- ④技能…外国料理のシェフ等

※2 留学生・就学生及び家族滞在の方がアルバイトを行おうとするときは、予め地方入国管理局で「資格外活動の許可」を受ける必要があります。

留学生で聴講生や研修生以外の学生については、就労時間が1週間28時間以内（聴講生・研修生は1週間14時間以内）、就学生については1日4時間以内で、風俗営業又は風俗関連営業が営まれている事業所における就労でないものを行うことが包括的に許可されます。

#### (2) 外国人登録制度

日本に入国した外国人が90日以上滞在するときには、入国した日から90日以内に居住している市区町村に届け出て、「外国人登録」を行わなければなりません。登録した場合には「外国人登録証

明書」が交付されます。在留資格変更や在留期間更新の許可を受けている場合は、外国人登録証明書の裏面にその内容が記載されています。

この外国人登録制度は、入管法改正による在留管理制度の導入に伴って、廃止される予定です（新たな在留管理制度は、平成24年7月から施行される予定です）。

### （3）新たな在留管理制度

新たな在留管理制度は、適法な在留資格をもって日本に中長期間に在留する外国人を対象として、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度の構築を図ろうとするものです。

対象者には、在留カードが交付されます。

～ 在留カードに記載される情報 ～

- ・顔写真
- ・氏名、国籍、生年月日、性別
- ・住居地
- ・在留資格、在留期限
- ・就労の可否
- ・資格外活動許可を受けている時はその旨
- ・在留カードの番号、交付年月日及び有効期間の満了の日

### （4）職業紹介・派遣

日本では、有料無料を問わず、厚生労働大臣の許可や届出がない限り、職業紹介や労働者派遣を業とすることは禁止されています。職業紹介や派遣により外国人を雇用する場合には、厚生労働大臣の許可あるいは届出を行っている事業者か否かを確認しましょう。適法な事業所であった場合には、さらに日本国内で合法的に就労できる外国人であるか否かを確認しましょう。

実際に、集団密航者を紹介するブローカーが多く摘発されています。必ず適法な事業者であることを確認しましょう。

### （5）不法就労にあたる外国人

「短期滞在」や「研修」などの就労が認められない在留資格で在留している外国人や在留期間を超えてあるいは上陸の許可を受けることなく滞在している外国人は就労できません。このような外国人が就労した場合には、不法就労となり、退去強制等に処せられます。

(6) 各種サンプル

外国人登録証明書



- ①氏名(姓、名、ミドルネームの順に記載されています。)
- ②在留資格
- ③在留期限

- ④生年月日
- ⑤性別
- ⑥国籍

資格外活動許可書

許可番号 \_\_\_\_\_ 号

1 国籍 \_\_\_\_\_ 2 氏名 \_\_\_\_\_

3 性別 男・女 \_\_\_\_\_ 4 生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

5 日本における居住地 \_\_\_\_\_

6 旅券(番号) \_\_\_\_\_

7 上陸(在留)許可年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

8 現に有する在留資格 \_\_\_\_\_ 在留期間 \_\_\_\_\_ 在留期間満了日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

9 外国人登録証明書番号 \_\_\_\_\_

10 現在の在留活動の内容(受入れ機関がある場合にはその名称) \_\_\_\_\_

11 新たに許可された活動の内容 \_\_\_\_\_

12 許可の期限 \_\_\_\_\_ 年 月 日 まで

出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、上記の活動内容に従事することを許可します。

ただし、上記の活動を行う際は、本許可書を携帯しなければなりません。

年 月 日  
入 国 管 理 局 長

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列5番とする。

在留資格変更許可	在留期間更新許可	上陸許可証印
<p>押なつ方式による証印</p> <p>在留資格変更許可 CHANGE PERMIT</p> <p>在留期限 Until _____</p> <p>在留資格 Status 在留期間 Period</p> <p>許可番号 _____ 許可年月日 _____</p> <p>入国管理局長</p> <p>(注) 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。</p>	<p>押なつ方式による証印</p> <p>在留期間更新許可 EXTENSION PERMIT</p> <p>在留期限 Until _____</p> <p>在留資格 Status 在留期間 Period</p> <p>許可番号 _____ 許可年月日 _____</p> <p>入国管理局長</p> <p>(注) 縦45ミリメートル、横55ミリメートルとする。</p>	<p>JAPANIMMIGRATION 上 陸 許 可</p> <p>在留資格 Status: _____</p> <p>在留期間 Duration: _____</p> <p>日本国入国審査官</p> <p>又は</p> <p>JAPAN IMMIGRATION INSPECTOR 上 陸 許 可 LANDING PERMISSION</p> <p>許可年月日 Date of Permit: _____</p> <p>在留期限 Until: _____</p> <p>在留資格 Status: _____</p> <p>在留期間 Duration: _____</p> <p>(注) ① 縦35ミリメートル、横40ミリメートルとする。 ② 空欄(一)には、上陸許可年月日を、(二)には上陸港名を、それぞれ記入するものとする。 ③ 上陸港名の右側の空欄には入国審査官の識別番号を記入するものとする。</p>
<p>新シール式証印</p> <p>在留資格変更許可 CHANGE PERMIT</p> <p>在留資格 Status</p> <p>在留期限 Period</p> <p>在留期間 Until</p> <p>許可番号 許可年月日</p> <p>入国管理局長</p> <p>(注) ① 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。 ② 証印の下部に識別符号を付すものとする。</p>	<p>新シール式証印</p> <p>在留期間更新許可 EXTENSION PERMIT</p> <p>在留資格 Status</p> <p>在留期限 Period</p> <p>在留期間 Until</p> <p>許可番号 許可年月日</p> <p>入国管理局長</p> <p>(注) ① 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。 ② 証印の下部に識別符号を付すものとする。</p>	<p>(注) ① 縦32ミリメートル、横36ミリメートルとする。 ② 在留期間の欄の下部の空欄には上陸港名を、記入するものとする。 ③ 証印の下部に識別符号を付すものとする。</p>
<p>旧シール式証印</p> <p>在留資格変更許可 CHANGE PERMIT</p> <p>在留資格 Status 在留期間 Period</p> <p>在留期限 Until 許可番号 許可年月日</p> <p>入国管理局長</p> <p>(注) ① 縦33ミリメートル、横74ミリメートルとする。 ② 証印の下部に識別符号を付すものとする。</p>	<p>旧シール式証印</p> <p>在留期間更新許可 EXTENSION PERMIT</p> <p>在留資格 Status 在留期間 Period</p> <p>在留期限 Until 許可番号 許可年月日</p> <p>入国管理局長</p> <p>(注) ① 縦33ミリメートル、横74ミリメートルとする。 ② 証印の下部に識別符号を付すものとする。</p>	<p>(注) ① 縦33ミリメートル、横74ミリメートルとする。 ② 証印の下部に識別符号を付すものとする。</p>

 お問い合わせはこちらまで 



**柚木社会保険労務士事務所**

*Yunoki Labor and Social Security Attorney*

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 3-21-13-1011

TEL : 03-5953-2871 FAX : 03-5953-2872

#### 業 務 内 容

労働・社会保険の年度更新・算定業務等  
各種助成金の申請  
従業員の入退社に伴う人事・労務管理  
給与計算  
就業規則作成  
安全衛生管理  
個別労働関係紛争の解決  
その他行政対応  
年金相談